

平成 22年 1月 15日

国立大学法人 徳島大学長
青野敏博 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 中嶋 信

就業規則の一部改正（懲戒制度の変更）についての回答に対する意見

拝啓

日々、徳島大学の発展にご尽力されていることと拝察いたします。

さて、平成21年12月14日付で就業規則の一部改正（懲戒制度の変更）についての回答を受領いたしました。教職員労働組合の活動にご理解いただき、本件につき御回答いただいたことに感謝いたします。

ただ、8月27日の団体交渉の際に申し入れた主旨を十分ご理解いただけず、一部回答との間に行き違いが生じております。この点を遺憾に感じております。

当日の団体交渉において教職員労働組合は、本学の懲戒手続きにおける不服申立て制度は懲戒を受ける立場の職員の権利に十分配慮し、学内で発生した問題をできる限り学内で解決しようとする優れた制度であるとの認識を示しました。その上で、制度及びその運用面で特に支障を生じていないこの制度を、何故変更しなければならないのかという点につき説明を求めました。

回答は変更に至る経緯を説明したものであり、教職員労働組合が要求した説明への回答としては十分とは申せません。教職員労働組合は教職員の権利が十分に尊重される職場環境と、良好な労使関係の下、大学構成員全体が力を合わせ、よりよい徳島大学を築くことを目標としております。本学の懲戒に対する不服申立て制度はその趣旨にかなった制度であり、これまでも懲戒に当たっては十分な議論と懲戒対象者に対する配慮がなされてきたと評価しております。また大学の自治を維持するためにも、学内で解決できる問題は最大限大学内で解決すべきとの大学自治の本旨からしても従来の制度を変更する理由は見あたりません。

回答を検討いたしました。教職員労働組合としては今回の懲戒制度の変更に対し、依然として反対であるとの意見を表明し、団体交渉で申しましたとおり、より公正で実効性のある懲戒再審制度を検討されることを希望いたします。

今後ともよりよい大学の実現のために尽力し、良好な労使関係を維持していきたいと考えております。

敬具